

令和2年 第13回

仙北市農業委員会総会議事録

令和2年12月4日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和2年12月4日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター 集会室

3. 出席農業委員 (15人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	6番 小玉 均
7番 佐藤 一也	8番 齋藤 瑠璃子
9番 千葉 智永	11番 小田嶋 比左子
12番 鈴木 八寿男	14番 草 彌 良孝
15番 眞崎 純孝	16番 藤村 紀章
17番 藤村 隆清	

4. 欠席委員 (2名)

10番 高橋 政敏	13番 大石 知
-----------	----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出につ

いて

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第58号

農地法第5条の規定による許可申請について

(2) 議案第59号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(3) 議案第60号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(4) その他

1. 協議事項

2. 連絡事項

第6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 嶋 村 寅 年 子 局長補佐 檜 尾 健

7. 書 記

局長補佐 檜 尾 健

8. 議事録署名員

14番 草 薨 良 孝 15番 眞 崎 純 孝

9. 会議の概要

議 長 12番鈴木委員が若干遅れるとの連絡がありましたが、他の出席予定委員がお集まりになりましたので、これより第13回仙北市農業委員会総会

議 長 を開催致します。

本日の出席委員は14名、欠席委員2名、遅れてきます委員は1名です。よって本総会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

(9時1分)

議 長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に14番草薨委員、15番眞崎委員兩名を指名します。会議書記には檜尾補佐を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時5分)

議 長 ありがとうございました。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

嶋村局長 《日程5 報告(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について》

檜尾補佐 《日程5 報告(2)農地の転用事実に関する回答書について》

議 長 それでは議事に入ります。議案第58号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

檜尾補佐 それでは議案説明に入る前に資料の差替えをお配りしておりますので、そちらをご覧ください。整理番号1番から4番になりますが、本来は賃貸

樫尾補佐 人・賃借人と記載しなければならない箇所が譲渡人・譲受人となっておりますので、資料の差し替えをお願い致します。申し訳ありませんでした。また先月の総会議案になりますが、議案第57号にて可決頂きました現況非農地証明申請について、総会において現在の状況で原野として判断し、非農地として申請者へ非農地証明を送付しております。その後、法務局へ証明書を提出し、登記地目の変更を行うこととなりますが、法務局より現状は雑種地ではないかとの指摘がございました。申請者と法務局と何度か協議を行い、雑種地として登記地目を変更することとなっております。また現況地目におきましても市税務課へ地目変更の手続きをしており、そちらについても雑種地で変更を行うとのこと。

それでは議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について内容の説明を致します。整理番号1番から4番までは関連する同事業ですので、一括で説明致します。農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん。整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、こちらも登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は同じく雲然〇〇地区の〇〇さん。整理番号3番、農地の所在は同じく角館町〇〇地区、こちらも登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は同じく〇〇地区の〇〇さん。整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は相続人代表者 〇〇さんです。整理番号1番から4番までの賃借人は角館町〇〇地区の〇〇 〇〇さんです。全ての合計筆数は〇〇筆、合計面積は〇〇㎡となります。転用目的は田床改良に伴う砂利採取となります。また備考欄に記載してますとおり一時転用案件であり、期間につきましては許可日より1年間となります。また申請地は第1種農地と判断され、原則不許可

樫尾補佐 となっておりますが、許可要件であります施行令第4条第1号イ 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められると判断しております。また申請地は令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで整理番号4番の申請地は砂利採取地と運搬路として一時転用許可が出されており、今回の申請で表土置場及び運搬路として利用することです。また整理番号1番から3番につきましては新たな砂利採取地として事業を行います。なお、整理番号4番につきましては相続人代表者としての一時転用になります。資料に相続相関図を添付しておりますが、申請者以外の相続人から申請者を代表として一時転用に承諾する旨が提出されております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を12番鈴木委員よりお願いします。

12番鈴木 《整理番号1番から4番までの現地確認》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第58号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第58号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定します。(9時14分)

議長 次に議案第59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《15番眞崎委員 退席》(9時15分)

議長 それでは議案第59号整理番号4番、5番及び14番を上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用について整理番号4番、5番及び14番について内容の説明を致します。

整理番号4番、農地の所在は仙北市田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、利用権の設定をする者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

次に整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。こちらは新規使用賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間となります。整理番号14番につきましては再設定の賃貸借案件となりますが、備考欄に前回設定内容を記載してありますので、ご確認ください。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告については10番高橋委員ですが、欠席のため事務局よりお願いします。

榎尾補佐 《整理番号4番、5番、14番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いですので、議案第59号整理番号4番、5番及び14番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第59号整理番号4番、5番及び14番につきましては、このとおり承認することに決定します。利害関係者の復席を求めます。(9時19分)

《15番眞崎委員 復席》(9時19分)

議長 次に整理番号11番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《1番佐藤委員 退席》(9時19分)

議長 それでは整理番号11番を上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第59号整理番号11番の内容説明を致します。農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、利用権を設定する者は角館町〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告ですが、10番高橋委員が欠席ですので、事務局よりお願いします。

榎尾補佐 《整理番号11番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いですので、整理番号11番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第59号整理番号11番については、このとおり承認することとします。利害関係者の復席を求めます。(9時23分)

《1番佐藤委員 復席》(9時23分)

議長 次に議案第59号整理番号4番、5番、11番、14番を除き一括上程

します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 それでは議案第59号整理番号4番、5番、11番、14番を除き内容の説明を致します。今回の案件につきましては、所有権移転は3件、新規賃貸借は8件、新規使用貸借は2件、更新案件は7件、合計20件となります。

 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿原野・田、現況田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は公益社団法人秋田県農業公社となります。公社農地売買等事業分割型の所有権移転案件となります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載しておりますが〇〇年間の分割型となり、買受予定者は〇〇さんとなります。

 整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。所有権移転の案件となります。利用目的は田・畑、自己資金での売買となります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

 整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権を移転する者は〇〇市〇〇地区の破産者〇〇破産管財人〇〇さん、所有権の移転を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。こちらにつきましては、財産処分を行うための弁護士による所有権移転案件となります。利用目的は田、自己資金での売買となります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

 整理番号6番から10番については利用権の設定を受ける者が同じことから一括で説明致します。整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、

檜尾補佐 登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、こちらにも新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、こちらにも新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿田・原野、現況田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、利用権を設定する者は〇〇県〇〇市の〇〇さん、整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、こちらにも新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の共有代表者 〇〇さんとなります。整理番号6番から10番までの利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円となります。合計金額につきましては各整理番号備考欄に記載しておりますのでご確認ください。

 次に整理番号12番及び13番につきましては関連しておりますので、一括で説明致します。整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、利用権の設定をする者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお、整理番号13番の賃借料を合算した金額となっております。

 整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、利用権の設定をする者は角館町〇〇地区の〇〇さん、

樫尾補佐 利用権の設定を受ける者は整理番号12番と同じく〇〇さんです。新規使用貸借権の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、賃借料は先ほど説明しましたとおり整理番号12番へ合算となります。

整理番号14番以降につきましては、再設定の案件となります。備考欄に前回契約内容等を記載しておりますので、ご確認ください。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については、15番眞崎委員よりお願いします。

15番眞崎 《現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、16番藤村委員よりお願いします。

16番藤村 《現地確認報告》

議長 次に整理番号3番及び12番・13番については、14番草薨委員よりお願いします。

14番草薨 《現地確認報告》

議長 次に整理番号6番から10番について、10番高橋委員が欠席ですので、事務局よりお願いします。

樫尾補佐 《現地確認報告》

議長 整理番号15番から20番につきましては、再設定案件ですので、現地確認報告は省略致します。

議長 それではご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第58号整理番号4番・5番・11番及び14番を除いて、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、整理番号4番・5番・11番及び14番を除いて適正と認めることに決定します。(9時42分)

議長 次に議案第60号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定を上程します。本議案につきましては、市農業振興課からの説明をお願いします。

「市農業振興課 齊藤主査入室」(9時43分)

齊藤主査 《議案及び資料に基づき、内容説明》

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第60号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について、整備計画の変更にご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第60号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定については、原案とおり決定し、答申することに決定します。

(9時57分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。

嶋村局長 協議事項はありません。

嶋村局長 連絡事項 今後の日程について

12月20日(日)午後3時30分～

第14回仙北市農業委員会総会(西木温泉クリオン)

12月28日(月)午前9時～

農用地利用調整会議(角館交流センター)

1月12日（火）午前9時～

令和3年第1回農業委員会総会（西木温泉クリオン）

1月12日（火）午前10時～

農業委員・最適化推進委員研修会（西木温泉「クリオン」）

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして令和2年13回仙北市農業委員

会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（10時14分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和2年12月4日

議長 _____

署名員 14番 _____

署名員 15番 _____